

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号：13501
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2009～2011
 課題番号：21730024
 研究課題名（和文）中国における政治的権利・自由およびその保障のための制度的メカニズム
 研究課題名（英文）Logics and Systems of the Political Rights in Contemporary China

研究代表者
 石塚 迅（ISHIZUKA JIN）
 山梨大学・教育人間科学部・准教授
 研究者番号：00434233

研究成果の概要（和文）：

中国における言論の自由をはじめとする政治的権利・自由について、(1)それが中国国内においてどのように認識・把握されてきたのか、および(2)その保障のためにどのような制度的メカニズムが存在したまたは構想されてきたのか、の二点を比較憲法論・比較人権論の視点から多角的に検討・解析した。西欧立憲主義の核心ともいえる政治的権利・自由の中国における認識・実現状況を明らかにすることを通じて、「中国における立憲主義の普遍性と特殊性（固有性）をどのように理解するか」という課題への接近を試みた。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of the present study is to further the understanding of universality and peculiarity of constitutionalism in China. I have examined the political rights such as freedom of speech in contemporary China focusing on the two points from the perspectives of comparative constitutional law: 1) How the political rights been considered in modern and contemporary China, and 2) What system has existed and been designed to guarantee the rights.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学、基礎法学、中国、憲法、比較憲法、憲政、政治的権利、言論の自由

1. 研究開始当初の背景

中国の憲法・人権問題についての法学分野からの調査・研究は、東西冷戦体制の下で政治的イデオロギーの強い影響を受けてきたこと、また、中国の政治体制からくる現地における調査・研究が政治的「敏感性」を伴う

ことという二点を主な理由として、これまでその重要性が意識されつつも、研究の手薄な分野であった。欧米においても、そうした問題状況は基本的に同じであるといつてよい。基礎法学・公法学の分野において、中国の人権問題にアプローチした研究成果はわずかではあるが数点公表されてはいる（R. Randle

Edwards, *Human Rights in Contemporary China*, Columbia University Press, New York, 1986、土屋英雄編著『中国の人権と法』(明石書店、1998年)等)。しかしながら、これらは中国の「人権」概念の総論的分析にとどまるか、あるいはその歴史的考察に重点をおくものにすぎず、個別的・具体的な人権を正面から扱った研究はきわめて少ない。研究代表者は、こうした状況に一石を投じるために、中国の憲法・人権問題の中でも、最も一般社会の関心が高く、立憲主義そのものの普遍性を考える上で最も核心的テーマといえる言論の自由、さらにその延長線上にある「知る権利」および情報公開に焦点を絞り、研究を展開してきた。

近年、「立憲主義」あるいは「憲政」という概念が、中国憲法・人権問題を研究するにあたり、少しずつではあるが脚光を浴び始めている。その背景として、第一に、1990年代後半に中国政府・共産党が「法治」を政策目標として正式に提起して以降、中国国内において立憲主義(憲政)研究がブームとなっていること、第二に、東西冷戦の終結が「立憲主義」の「普遍化」・「グローバル化」といえる状況を現出させ、非西欧諸国における立憲主義の受容可能性が日本を含む西欧諸国において活発に議論されるようになっていくこと、第三に、中華民国憲政史研究において、1945年から1949年にかけての「憲政」模索・実施の時期の政治・社会状況、あるいは「憲政」概念そのものの研究に関心が集まっていることを指摘することができる。このような状況は、現代中国の立憲主義を立体的に把握・理解する上でかつてない好機をもたらしている。すなわち、東西冷戦の終結により現代中国の立憲主義について「ヨコ」との比較研究が可能となり、歴史学における中華民国「憲政」期研究の蓄積により現代中国の立憲主義について「タテ」との比較研究が可能となり、さらに、そうした比較研究について、なお様々な制約が存在するものの、中国の研究者と比較的自由な意見交換が可能となったのである。

憲法学者の阪口正二郎は、「立憲主義」とは「権力は縛られるべきだ」という単純な発想を超えて、多数者によっても侵しえないものとしての「人権」という観念と、それを担保するための「違憲審査制」という装置を内容としてもったものである、と断じる(阪口正二郎『立憲主義と民主主義』(日本評論社、2001年))。「人権」観念の定着と「違憲審査制」の確立を立憲主義の不可欠の要件とするのであれば、現在の中国の人権状況および政治体制はどのように位置づけることが可能なのであろうか。そこで、本研究は、これまでの研究をもう一段高いレベルに引き上げ、その先にある「中国・アジアにおける立憲主義

の普遍性と特殊性(固有性)をどのように理解するか」という大きな問いに接近していくために、中国における政治的自由・権利に対する認識(観念)とその保障のための制度的メカニズム(装置)の二点を研究課題として設定することとした。

2. 研究の目的

本研究は、言論の自由をはじめとする政治的権利・自由について、(1)それが中国国内においてどのように認識・把握されてきたのか、および(2)その保障のためにどのような制度的メカニズムが存在したまたは構想されてきたのか、の二点を検討・解析することを目的としている。

第一の目的に到達するために、①中国において、政治的権利・自由が知識人(法学者、政治学者、哲学者等)および一般大衆の中で歴史的にどのように認識・把握されてきたのか、②政治的権利・自由をめぐる中国法学界において現在どのような法的議論が展開されているのか、等を、第二の目的に到達するために、③政治的自由・権利に関連する中国の法制度の整備状況はどのような段階にあり、それら立法はどのような特質を有し問題点を内包させているか、④政治的権利・自由が侵害された場合の救済措置としてどのような制度的メカニズムが用意されているか、等を具体的に検討しなければならない。現在、中国において未確立の違憲審査制をめぐる議論状況が検討課題になることはいうまでもない。

これら具体的課題の検討にあたっては、西欧諸国や他の(旧)社会主義国、アジア諸国の法理論・法制度との比較研究をとりわけ重視する。また、政治的権利・自由に関連する立法のテキストの分析にとどまらず、それら立法の実際の運用の状況、政治的権利・自由の侵害をめぐる紛争処理等、政治的権利・自由をめぐる実態面にも着目して本研究の内容により説得力をもたせたい。

検討は、文献・資料・法令・裁判例の収集および解説、中国の立法・行政・司法機関の訪問調査、中国人憲法学者との研究交流等を通じて展開するが、①から④までのすべてについて、網羅的にそれらがなしうるわけではなく、多少の濃淡が生じるのはやむを得ない。

以上のような具体的課題の検討を総合・集積することを通じて、本研究が意図する主目的に到達するとともに、「中国・アジアにおける立憲主義の普遍性と特殊性(固有性)をどのように理解するか」という課題への接近を試みたい。

3. 研究の方法

(1) 一次資料及び二次資料の収集

まず、法理論面・法制度面の検討にあたっては、中国内外において、一次資料および二次資料（図書、雑誌、新聞、法律法規、裁判例（判例）、電磁的記録等）を全面的・網羅的に収集することを目指した。

これら一次資料および二次資料の収集は、中国での作業が中心となった。具体的には、吉林大学法学院、中国社会科学院法学研究所、蘇州大学法学院、清華大学法学院、湖南大学法学院、中華人民共和国国家図書館、吉林省図書館、長春市図書館等でこれを実施した。

また、本研究は、比較憲法的視点を重視した。台湾の世新大学法学院、中華民国国家図書館、シンガポールの国立シンガポール大学東アジア研究所等でも資料収集を行い、中国の状況を相対化して把握するよう努めた。

(2) 国際的・学際的な研究交流

また、法運用面の検討にあたっては、資料・データの収集・解説だけでは不十分である。中国の憲法学者・行政法学者が政治的自由・権利、およびその保障のための制度的メカニズムの現況をどのように評価しているのか、中国において政治的権利・自由めぐってどのような行政訴訟が提起されどのような結果に終わったのか、等の把握・調査に努めることがとりわけ重要となる。そのため、資料収集に加えて、中国の法学者や行政・司法関係者との研究交流を積極的に行い、彼

(女)らに対するインタビューを実施することを試みた。

すでに指摘したように、日本において、中国の憲法・人権問題についての法学分野からの研究の蓄積はなお不足しているが、その一方で、法学以外の研究分野（歴史学、政治学）において、中国の憲法・人権問題あるいは立憲主義についての関心が高まっており、当該分野における研究が質量ともに漸次拡大・深化する傾向にある（唐亮『変貌する中国政治』（東京大学出版会、2001年）、中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945-49』（東京大学出版会、2004年）、加茂具樹『現代中国政治と人民代表大会』（慶応義塾大学出版会、2006年）等）。それゆえ、日本国内および中国において、積極的に他分野の研究者と交流・意見交換を図り、資料・情報の入手に努め、自身の研究の不足部分を補おうとした。

このように、本研究の遂行に際しては、学際的・国際的な「対話」を強く意識した。

(3) 研究成果の発信

適時、それら国内外における研究交流、実態調査および資料収集で得られた資料や情報を分析・整理した研究成果を学会・研究会等において報告し、研究者や一般市民の批判にさらしたい。その上で、最終的に、本研究

の研究成果を複数の学術論文として公表する。

また、アジア比較憲法研究の発展のために、中国においても何らかの形で本研究の研究成果を公表したい。

4. 研究成果

(1) 資料の収集と研究交流

研究期間中、日本国内および中国、台湾、シンガポールにおいて、関連の資料を収集し、法学者・政治学者との研究交流を実施することができた。中国の法学者・政治学者との交流の様子は、しばしばそれら研究者が所属する大学・研究所のHP等で紹介された。

(2) 得られた知見と研究成果の発信

本研究により得られた主な知見は以下のとおりである。

第一に、すべての研究成果の前提として指摘しなければならないのは、今なお、中国においてあるいは中国における、政治的権利・自由を研究・議論することが、政治的「敏感性」を有していることである。中国においては、たとえ、「学術的」に政治的権利・自由を議論し現状の問題性を指摘することであっても、それは「政治的」に政治的多元化・民主化を要求することと紙一重なのである。したがって、中国において、本分野に関する研究成果は量的に乏しく、その内容もきわめて慎重なものが多い。同じ研究者であっても、インタビューに口頭で答えた内容、中国国内で公表した研究論文の内容、中国国外で公表した研究論文の内容がそれぞれ異なり、その扱いに苦慮する。

第二に、政治的権利・自由の保障のための制度的メカニズムは、現在の中国においてはなお不十分である。権利救済制度、とりわけ司法権の独立および違憲審査制の確立の重要性を中国の憲法学者の多くが繰り返し指摘している。彼らの具体的な制度構想は、学術レベルにおいては、日本人研究者と十分に意見交換可能なものであるにもかかわらず、中国政府・共産党から採用されるに至っていない。

第三に、立憲主義（憲政）と民主主義（民主）の関係をどのように理解・把握するか、いずれを優先的な実現課題とするかをめぐって、中国憲法学界において意見の分岐がみられる。本研究課題に敷衍していえば、政治的権利の自由権的側面を重視するのか、参政権的側面を重視するのかという問題である。近年、中国憲法学界において「民主主義（民主）よりも立憲主義（憲政）を」という立場が有力となりつつあることは興味深い。この背景には、「民主」への警戒感、具体的には「文化大革命」のトラウマが見え隠れしている。

この論点は、中国の今後の政治体制改革の具体的内容を展望する上できわめて重要である。

以上のような、得られた知見をもとにして、研究論文、学会発表という形で、研究成果を発信した。その中で、最重要の研究成果は、2010年11月に刊行した石塚迅・中村元哉・山本真編著『憲政と近現代中国—国家、社会、個人—』（現代人文社）である。同書は、「憲政」を共通の分析タームとして近現代中国の政治・社会・思想情勢を読み解こうとしたこと、また、歴史学（政治史、社会史）、法学の研究者による学際的・国際的な「対話」を重視したことにおいて、ユニークな研究成果となった。いくつかの学術雑誌において、本書の書評が掲載されたことは、本書が学界において一定の注目を集めたことを示すものである。本研究代表者は、同書所収の論文において、立憲主義と民主主義との間の緊張関係について指摘した上で、中国の現行の国家・政治体制におけるその現出可能性、および法学者のそれに対する把握・理解の如何について、人民法院の人民代表大会に対する活動報告、違憲審査制の導入をめぐる議論等を手がかりに順次検討した。

（3）残された課題

本研究は一定の成果をあげることができたが、少なからず課題も残された。中でも、政治的権利・自由をめぐる実態面の研究については、情報公開や陳情等からアプローチし一定の検討は加えたものの、なお不十分であったといわざるをえない。一般大衆の間には司法に対する不信・絶望感が蔓延しているおり、このことが、政治的権利・自由の保障のための制度構築に大きな影響を与えているが、この点の論証も十分にできなかった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計6件）

- ①石塚迅「岐路に立つ憲政主張」中国現代史研究会 2012年研究集会、シンポジウム「中華世界における「憲政／民主」の歴史と現在」（2012年3月17日、ホテルクライトン新大阪）。
- ②石塚迅「安全、安心与人権—日本の情況—」（邦題：安全・安心と人権—日本の状況—）（中国語）「依法治国与社会管理創新」国際シンポジウム（中国社会科学論壇）（2011年12月17日、中国・北京・華僑大厦）。
- ③石塚迅「民主政と違憲審査制—台湾の司法院大法官会議の事例を検討しつつ—」アジア政経学会 2011年度全国大会、自由論題6「東アジアにおける国家と社会運動」（2011年10

月16日、同志社大学）。

- ④石塚迅「言論の自由をめぐる攻防—「08憲章」と「中国的人権観」—」関西大学人権問題研究室研究学習会（2011年6月10日、関西大学人権問題研究室）。
- ⑤石塚迅「中国の司法制度とその現状」日本弁護士連合会第67回「国際人権に関する研究会」（2011年4月6日、弁護士会館）。
- ⑥石塚迅「民主政と社会主義憲法」日本現代中国学会第59回全国学術大会、分科会2（歴史・法律）「中国社会における『民意』と権力」（2009年10月18日、神戸大学）。

〔図書〕（計6件）

- ①石塚迅「政治的権利論から見た陳情」（毛里和子・松戸庸子編著『陳情—中国社会の底辺から—』（東方書店、2012年6月刊行予定）（共著）。
- ②石塚迅（「改革開放」等、10の項目について分担執筆）（國谷知史・奥田進一・長友昭編『確認中国法用語250』（成文堂、2011年）5、16、18、21、48-49、57、66、68-69、72-73、81頁）（共著）。
- ③周永坤著／石塚迅訳「紆余曲折の中国憲政研究 60年—『人民日報』掲載論文を手がかりに—」、石塚迅「現代中国の立憲主義と民主主義—人民代表大会の権限強化か違憲審査制の導入か—」（石塚迅・中村元哉・山本真編著『憲政と近現代中国—国家、社会、個人—』（現代人文社、2010年）133-157、158-177頁）（共編著）。
- ④石塚迅「東アジア編 中国」（稲正樹・孝忠延夫・國分典子編著『アジアの憲法入門』（日本評論社、2010年）55-79頁）（共著）。
- ⑤石塚迅「言論の自由は最重要の人権である—杜鋼建の人権観と中国の立憲主義—」（角田猛之編『中国の人権と市場経済をめぐる諸問題』（関西大学出版部、2010年）115-140頁）（共著）。
- ⑥石塚迅「国際人権条約への中国的対応」西村幸次郎編『グローバル化のなかの現代中国法（第2版）』（成文堂、2009年）27-49頁）（共著）。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石塚 迅 (ISHIZUKA JIN)
山梨大学・教育人間科学部・准教授
研究者番号：0043423

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし